

事業名：国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業

令和6年9月24日に公告した入札説明書等に関する
質問に対する回答(第2回)

令和6年11月22日

国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第2回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答																								
1	要求水準書	27	第3	1.	(10)	16)	追加特記事項	「現場状況の変化に伴い進捗状況の低下が見られる場合は、～小樽開発建設部と協議すること。」とありますが、施工が冬季に入った場合の凍土掘削や湧水等による水替作業等により進捗の低下が発生する場合等についても協議により設計変更となる認識でよろしいでしょうか。	冬季作業の進捗低下は設計変更の対象ではありません。しかし、工程調整上、冬季施工となり追加になる作業及び当初想定されてない作業は、設計変更の対象となる場合があるため、小樽開発建設部と協議願います。																								
2	要求水準書	27	第3	1.	(10)	18)	追加特記事項	「道路照明器具(基礎除く)の撤去・新設は開発局(別途、照明工事)にて～十分な協議・調整を行い工事実施すること。」とありますが、無照明となる期間が発生する場合については、仮設照明により対応することは可能でしょうか。	任意仮設としての設置は可能です。																								
3	入札時積算数量図面書	5	-	-	-	-	数量総括表(調査・設計業務・測量業務)路線測量	交通量・単曲線換算曲線数・測点間隔をご教示願います。	交通量は20,004台/12h、単曲線数2、測点間隔20mになります。																								
4	見積参考資料	-	-	-	-	-	使用材料全般	材料全般について、北海道管内において入手できない材料があった場合は、協議により同等性能の材料変更及び設計変更対象となる認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。																								
5	見積参考資料	1	電線共同溝	仮設工	路面覆工	-	工事業務 覆工板・覆工板受桁(特殊部)[夜間]	設置面積が700㎡を超える場合の積算内訳は、以下の3項目となる認識ですが当工事による計上方法は以下でよろしいでしょうか。 ①覆工板(特殊部)「夜間」 1000×3000×208設置・撤去:1,056㎡ ②覆工板受桁(特殊部)「夜間」 H-300 設置・撤去:105.6t ③覆工版設置・撤去(覆工板(開閉工)「夜間」)5,280㎡ 当工事においては、2.4tを44回転用した場合延べ105.6tとなります。 そのため、上記計上方法になると認識しております。 参考までに貴局の他工事の例を示しますが、このような認識でよろしいでしょうか。 <table><tr><td>覆工版(夜間)</td><td>1000×3000、1000×2000 設置・撤去</td><td>㎡</td><td></td><td>1056</td><td>① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 覆工版設置・撤去(覆工版設置面積700㎡を超える) 作業区分・設置・撤去: フラットワーク資材積算(標準率)は、 あり: フラットワーク資材積算(実入力)×1.23 割1</td><td>㎡</td><td>1</td></tr><tr><td>覆工板受桁(夜間)</td><td>②H300、③H200 設置・撤去</td><td>t</td><td></td><td>105.6</td><td>① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 覆工板受桁設置・撤去(覆工版設置面積700㎡を超える) 作業区分・設置・撤去: フラットワーク資材積算(標準率)は、 あり: フラットワーク資材積算(実入力)×1.23 割1</td><td>t</td><td>1</td></tr><tr><td>覆工版設置・撤去(開閉工)(夜間)</td><td>1000×3000、1000×2000</td><td>㎡</td><td></td><td>5280</td><td>① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 覆工版設置・撤去</td><td>㎡</td><td>1</td></tr></table>	覆工版(夜間)	1000×3000、1000×2000 設置・撤去	㎡		1056	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 覆工版設置・撤去(覆工版設置面積700㎡を超える) 作業区分・設置・撤去: フラットワーク資材積算(標準率)は、 あり: フラットワーク資材積算(実入力)×1.23 割1	㎡	1	覆工板受桁(夜間)	②H300、③H200 設置・撤去	t		105.6	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 覆工板受桁設置・撤去(覆工版設置面積700㎡を超える) 作業区分・設置・撤去: フラットワーク資材積算(標準率)は、 あり: フラットワーク資材積算(実入力)×1.23 割1	t	1	覆工版設置・撤去(開閉工)(夜間)	1000×3000、1000×2000	㎡		5280	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 覆工版設置・撤去	㎡	1	よろしいです。見積参考資料及び入札時積算数量図面書内の工事数量総括表を修正します。
覆工版(夜間)	1000×3000、1000×2000 設置・撤去	㎡		1056	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 覆工版設置・撤去(覆工版設置面積700㎡を超える) 作業区分・設置・撤去: フラットワーク資材積算(標準率)は、 あり: フラットワーク資材積算(実入力)×1.23 割1	㎡	1																										
覆工板受桁(夜間)	②H300、③H200 設置・撤去	t		105.6	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 覆工板受桁設置・撤去(覆工版設置面積700㎡を超える) 作業区分・設置・撤去: フラットワーク資材積算(標準率)は、 あり: フラットワーク資材積算(実入力)×1.23 割1	t	1																										
覆工版設置・撤去(開閉工)(夜間)	1000×3000、1000×2000	㎡		5280	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 覆工版設置・撤去	㎡	1																										
6	見積参考資料	2	電線共同溝	仮設工	土留・仮締切工	-	工事業務 軽量鋼矢板(電線共同溝)	夜間の記載がありませんが、夜間の認識でよろしいでしょうか。	夜間でよろしいです。見積参考資料及び入札時積算数量図面書内の工事数量総括表を修正します。																								
7	見積参考資料	2	電線共同溝	仮設工	土留・仮締切工	-	工事業務 切梁・腹起し賃料	「特別調査・見積活用を行った単価項目について」H-200の主部材の整備費は公表されていますが、賃料は公表されていないため公表いただく事は可能でしょうか。	見積参考資料に記載の副部材(A)H200賃料(t・日)を用い、土木工事標準積算基準書に基づき算定願います。																								
8	その他	-	-	-	-	-	-	本事業は、地下埋設が輻輳しており、支障移転工事が多く発生することが予想されます。事業を進めていく中でPFI事業者の責に因らない要因により、要求水準の整備期間の延伸が避けられない場合は、整備期間の延伸について協議することは可能でしょうか。 ※PFI事業者の責に因らない要因の例 ・占用事業者から移設期日の合意が取れない場合 ・占用事業者が協議により合意した支障移設期日を守れない場合 ・占用事業者が支障移設に必要な予算を確保できない場合 等	原則は、事業者の責任において占用事業者と調整して頂くため、整備期間の延伸は認めません。単年での調整が困難な場合には複数年で占用事業者との密な工程調整をお願いします。ただし、やむを得ない事情により、占用事業者の責による工事の遅延が発生した場合、事業契約第96条に基づき小樽開発建設部と事業者で協議します。																								
9	その他	-	-	-	-	-	-	PFI事業者の責に因らない要因により、整備期間の延伸が避けられない場合は、発注者と事業者との協議により、増加費用(建中金利、調整マネジメント、工事現場の維持に要する費用等)の金額及び支払方法を定める。との理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。																								
10	その他	-	-	-	-	-	-	特殊部設置等により縦断排水管が支障となる場合については、PFI事業内で移設を実施することは可能と認識してよろしいでしょうか。	よろしいです。																								
11	その他	-	-	-	-	-	-	詳細設計により、既存の情報ボックスが支障となる場合については、新設電線共同溝に統合することは可能でしょうか。	可能です。																								